

「神戸市防災会議運営要綱」の改正（報告）

○「神戸市防災会議運営要綱」第3条第1項第4号に基づき、同要綱を改正しましたので報告します。

- ・改正日 平成30年11月28日
- ・改正の目的 防災会議の機動的な開催を可能にすることで、地域防災計画を迅速に改正し、社会情勢の変化に素早く対応するため
- ・改正の内容 防災会議において、書面開催および欠席委員の書面による意見表明を可能とする改正その他所要の改正（下記のとおり）

（改正前）

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市防災会議条例（昭和38年4月条例第2号）第9条の規定に基づき、神戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

（専決処分等）

第3条 急を要する場合、次に掲げる事項については、会長がこれを専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

（改正箇所）

2 防災会議は、防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

3 防災会議に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって意見を述べることができる。

4 防災会議は、必要な場合には、書面において開催することができる。

(3) 災害対策本部の設置について、市長に意見を述べること。

(4) その他軽易な事項

2 一部特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は、前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 防災会議の幹事をもって、幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、防災会議において委任された事項を処理し、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行なう。

(常任幹事)

第5条 幹事会に常任幹事若干人を置く。

2 常任幹事は、会長が指名する。

3 常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。

(準用規定)

第6条 第2条第2項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第7条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年7月20日から施行する。

(準用規定)

第6条 第2条 (第1項を除く) の規定は、幹事会の会議について準用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。